

令和 4 年 第 1 回定例会

# 広域飯能斎場組合議会議録

令和 4 年 2 月 4 日

広域飯能斎場組合議会

## 令和4年第1回広域飯能斎場組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (2月4日)

議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	3
職務のため出席した者	3
議長あいさつ	4
議会運営委員会の報告	4
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
会期の決定	5
会議録署名議員の指名	5
諸報告	5
管理者あいさつ	5
管理者提出議案の報告	6
議案第1号、議案第2号上程	7
提案理由の説明	7
議案に対する質疑、討論、採決	9
一般質問	15
管理者あいさつ	36
閉会の宣告	36
署名議員	37
参考資料	
処理結果	39

広域飯能斎場組合告示第1号

令和4年2月4日に、令和4年第1回広域飯能斎場組合議会定例会を飯能市役所に招集する。

令和4年1月25日

広域飯能斎場組合管理者 新井重治

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 8名

1番	野	口	和	彦	議員	2番	内	田	健	次	議員
3番	金	子	敏	江	議員	4番	三	浦	和	也	議員
5番	内	藤	光	雄	議員	6番	大	沢	えみ	子	議員
7番	佐	藤		真	議員	8番	齋	藤	忠	芳	議員

不応招議員 なし

# 第 1 回 定 例 会

(第 1 号)

# 令和4年第1回広域飯能斎場組合議会定例会

議事日程第1号

令和4年2月4日（金曜日）午前10時開会

- 1 開会、開議
  - 2 会期の決定
  - 3 会議録署名議員の指名
  - 4 諸報告
  - 5 議案第1号、議案第2号一括上程  
提案理由の説明、質疑、討論、採決
  - 6 組合に対する一般質問
  - 7 閉会
- 

出席議員 8名

1番	野 口 和 彦	議員	2番	内 田 健 次	議員
3番	金 子 敏 江	議員	4番	三 浦 和 也	議員
5番	内 藤 光 雄	議員	6番	大 沢 えみ子	議員
7番	佐 藤 真	議員	8番	齋 藤 忠 芳	議員

欠席議員 なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

管理 者	新 井 重 治 君	副管理 者	小 谷 野 剛 君
副管理 者	谷 ケ 崎 照 雄 君	会 管 理 計 著	土 屋 浩 美 君
事務局長	嶋 田 一 幸 君		

---

職務のため出席した者

書記長	安 藤 幸 宏 君	書記	大 野 裕 司 君
書記	星 庆 彦 君	書記	大 松 岡 一 君

## ◎議長あいさつ

○議長（内田健次議員） 改めまして、おはようございます。

本日は、令和4年第1回広域飯能斎場組合議会定例会でございますが、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## ◎議会運営委員会の報告

○議長（内田健次議員） 初めに、本日開会前に議会運営委員会が開催されましたので、協議の結果についてご報告願います。

野口議会運営委員会委員長

○議会運営委員会委員長（野口和彦議員） それでは、私から令和4年第1回定例会に先立ちまして、開会前に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、本定例会の会期につきましては、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案2件でございます。

次に、本定例会における一般質問の通告は4名ございました。組合に対する一般質問は、議案の審査終了後に行うこととなっておりますので、ご了承願います。

次に、令和4年第2回定例会につきましては、令和4年8月2日に開会の予定でありますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日、本会議閉会後に、議場において、市へ帰任される職員のあいさつがありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わりますが、皆様方のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（内田健次議員） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

## ◎開会及び開議の宣告

（午前10時00分）

○議長（内田健次議員） ただいまから令和4年第1回広域飯能斎場組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

## ◎議事日程の報告

○議長（内田健次議員） 本日の議事日程は配付しておきましたから、ご了承願います。

### ◎会期の決定

○議長（内田健次議員） まず、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（内田健次議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（内田健次議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

1番、野口和彦議員、6番、大沢えみ子議員、7番、佐藤真議員、以上3名の方にお願いいたします。

### ◎諸報告

○議長（内田健次議員） 次に、諸報告をいたします。

まず、監査委員から広域飯能斎場組合に関する例月出納検査の結果についての報告がありました。報告書の写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、本定例会に説明者として出席する者の職・氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

### ◎管理者あいさつ

○議長（内田健次議員） 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者

○管理者（新井重治君） 議長のお許しを賜りましたので、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和4年第1回広域飯能斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参集賜り、ここに議会が開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、本年度の火葬の状況でございますが、火葬件数につきましては、1月末現在で、昨年度に比べ137件多い2,548件という状況でございます。本年度も冬場の込み合う時期につきましては、組合外の利用制限を、12月下旬から2月中旬にかけて、18日間実施しているところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げました案件は、条例の改正案が1件、令和4年度当初予算案1件でございます。何とぞ慎重にご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

### ◎管理者提出議案の報告

○議長（内田健次議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

議案につきましては、議案送付書の写しとともに手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

広飯斎組発第166号

令和4年2月4日

広域飯能斎場組合議会

議長 内 田 健 次 様

広域飯能斎場組合

管理者 新 井 重 治

#### 議案の提出について

令和4年2月4日開会の、令和4年第1回広域飯能斎場組合議会定例会に、下記議案を提出するため送付いたします。

記

議案第1号 広域飯能斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

議案第2号 令和4年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）

## ◎議案第1号、議案第2号上程

○議長（内田健次議員） 議案第1号、議案第2号を一括して議題といたします。

## ◎提案理由の説明

○議長（内田健次議員） 提案理由の説明を求めます。

新井管理者

○管理者（新井重治君） ただいま一括上程されました議案の提案理由につきましては、議案に添付されております提案理由説明書のとおりでございますが、私からは概略を申し上げ、議案第2号につきましては、さらに担当職員から補足説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、議案第1号 広域飯能斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されたことに伴い、各法の規定を運用する条項を整理するため、提案するものでございます。

次に、議案第2号 令和4年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）につきましては、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ1億4,538万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、各組合市からの負担金及び斎場の使用料が主なものでございます。

歳出につきましては、議会費は議員報酬のほか議会の運営に係る経費などを計上し、総務費は正副管理者などの人件費のほか、組合事務の執行に必要な経費でございます。また、斎場費は、斎場の維持管理・運営に必要な経費を計上したものでございます。

以上、概略を申し上げましたが、担当職員からさらに説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（内田健次議員） 島田事務局長

○事務局長（島田一幸君） 私からは、議案第2号 令和4年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）につきまして、一般会計予算に関する説明書を基にご説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算事項別明細書の1ページから2ページの1、総括の歳入歳出の本年度予算額につきましては、歳入歳出合計は、いずれも1億4,538万3,000円とするものでございます。前年度予算との比較では245万5,000円の増でございます。

次に、3ページの2、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金の1項負担金は、組合規約に基づく負担割合に応じた組合市からの負担金で、組合の運営費用に充てるための負担金でございます。1目維持管理費負担金といたしまして1億888万2,000円を計上したものでございます。

2款使用料及び手数料のうち1項使用料の1目使用料は3,148万9,000円で、前年度予算との比較

では83万4,000円の増でございます。内訳は、斎場における火葬場使用料3,000件分、2,218万5,000円、葬祭場使用料229件分、297万円、通夜室使用料229件分、362万円、待合室使用料214件分、58万円、靈きゅう車使用料182件分、138万円、靈安室使用料352日分、75万4,000円を計上したものでございます。

続きまして、4ページの2項手数料は証明手数料1,000円を、3款繰越金は前年度繰越金493万4,000円を計上したものでございます。

4款諸収入は、預金利子や自動販売機電気料などを計上したものでございます。

続きまして、6ページからの3、歳出につきまして申し上げます。歳出につきましては、説明欄に事業別で表示しておりますので、そちらに沿ってご説明いたします。

まず、1款議会費、1項議会費、1目議会費の議会運営事業は108万9,000円で、組合議員8人分の報酬のほか、議会運営に要する経費を計上したものでございます。

7ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員人件費は2,678万9,000円で、正副管理者の給料及び組合への派遣職員3人分の職員給与等負担金などでございます。

総務管理事務費422万5,000円につきましては、電話料等の通信運搬費、ネットワークシステム・財務会計システムなどの保守等の委託料、AEDの借上料、庁用器具費などに要する経費を計上したものでございます。

8ページの公務災害補償事業6万7,000円につきましては、公務災害補償等認定委員会委員及び同審査会委員報酬を計上したものでございます。

情報公開・個人情報保護事業12万4,000円につきましては、情報公開及び個人情報保護審査会委員報酬を計上したものでございます。

2目公平委員会費の公平委員会運営事業7万5,000円につきましては、委員報酬を計上したものでございます。

9ページの2項監査委員費、1目監査委員費の監査事業40万7,000円につきましては、監査委員の報酬など監査事務に要する経費を計上したものでございます。

9ページから11ページにかけましての3款斎場費、1項斎場費、1目一般管理費の施設管理運営事業は1億1,040万6,000円でございまして、斎場の運営に係る経費を計上したもので、火葬炉等の燃料費、光熱水費、施設等の修繕料、火葬業務等、火葬受付等窓口業務などの委託料、土地借上料、庁用器具費などを計上したものでございます。

施設整備事業120万円につきましては、施設整備について検討するための技術支援業務委託料を計上したものでございます。

4款予備費につきましては、前年と同額の100万円を計上したものでございます。

なお、12ページ以降に給与費明細書及び令和4年度広域飯能斎場組合負担金の資料をつけておりますので、ご参考いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

### ◎議案に対する質疑、討論、採決

○議長（内田健次議員） これより議案に対する質疑を行います。

質疑は通告に基づき、その内容を端的に述べられ、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

また、発言は自席で起立して行い、質疑は同一議題について3回を超えることができないこととなっておりますので、ご了承願います。

まず、議案第1号に対して質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

金子敏江議員

○3番（金子敏江議員） それでは、議案第1号について質疑をさせていただきます。

これは、広域飯能斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）ということで提案されているわけです。行政のデジタル化、オンライン化ということで、便利さばかりが強調されていますけれども、個人情報の保護という点で重大な問題点がありますので、2点通告をいたしました。

1点目が、この提案理由の説明のとおりなのですけれども、背景にある法改正は大きな影響を受けると思いますので、この個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律は、こちらも一部改正だと。そして、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、こちらは廃止とあるわけですけれども、ここに至った改正の背景と具体的な内容について伺います。

2点目ですけれども、背景にあるデジタル関連法では、国基準に合った情報システムの利用を地方自治体に義務づけていますが、自治体独自の個人情報保護の範囲が狭められないかどうかお伺いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正等の背景についてでございますが、これまで個人情報の保護につきましては、法律は国の行政機関を対象とする法律、独立行政法人等を対象とする法律、民間事業者を対象とする法律の3本の法律にそれぞれ規定され、それぞれ運用されていました。そうした中で、災害時の個人情報の取扱いなどにおきまして、共通の規定に基づく運用が求められていることから、個人情報の保護に関する法律の一部改正によりまして、それぞれ3つの対象ごとに分かれていきました法律を個人情報の保護に関する法律の1本にまとめる

こととなったものでございます。

なお、3本の法律が1本の法律にまとめられたことに伴いまして、独立行政法人等を対象としたしました、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律につきましては、廃止されたということでございます。

このことによる本条例の改正の内容につきましては、本条例におきまして、独立行政法人等の定義につきまして、廃止された独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律の規定から、3本の法律を1本にまとめた統合後の個人情報の保護に関する法律の該当規定に改めるものでございます。

次に、デジタル庁設置法が制定されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、この法律の規定が整備され、番号法の規定中、従来の所管省庁の長である総務大臣につきまして、デジタル庁の長である内閣総理大臣に改正されたため、本条例におきましても、法改正の内容と同様に、規定しております「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改正するものでございます。

このほか番号法の一部改正では、同法19条の規定に新たに1号が追加されました。このことにより、本条例におきまして、引用しておりました規定が繰り下げられたことから、条文を整理するものでございます。

今回法律の一部改正及び廃止により、本条例を一部改正するものでございますが、条例に規定する内容自体に変更はございません。

2点目でございますが、自治体独自の個人情報の範囲が狭められないかとのご質疑でございますが、当組合の個人情報の保護が狭められるとは考えておりませんが、法律の運用状況を確認し、また関係する法律についての国からのガイドライン等を精査して判断し、対応してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子敏江議員

○3番（金子敏江議員） デジタル関連法の関係が主な内容になってくるわけなのですけれども、2点目の自治体独自の個人情報保護の範囲が狭められないかというところなのですけれども、ここが大きな問題点だと思っています。

それで、国のガイドラインがこれから策定して示されるわけなのですけれども、その上で必要最小限の独自の保護措置は、地方公共団体で許容されるということになっておりますけれども、地方自治体というのは、国に先駆けて非常に高いレベルの個人情報保護を運用しております。それが国の最小限の独自の保護措置ということになりますと、それが引下げられるということになりかねないわけであります。

そういうことで、今、これから状況を見てということなのですけれども、もう既に工程表も決まっていまして、そういう意味では、自治体としては個人情報保護の保護基準が引き下げられないような努力をしないといけないと思うのです。その点の認識についてお伺いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

私たち組合としましては、他の地方公共団体等のいろいろな個人情報を保有している多種多様なものという状況とは少し違うとは思いますけれども、今後個人情報の法の改正の趣旨、個人情報の保護と個人情報の利活用を図るという趣旨に基づきまして、しっかり準備して対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

以上で議案第1号に対する質疑を終わります。

次に、議案第2号に対して質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐藤真議員

○7番（佐藤 真議員） それでは、議案第2号 令和4年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）について、3点ほど質疑いたします。

説明書の3ページ、歳入の2でありますけれども、使用料についてであります。火葬場使用料の増額、斎場使用料並びに通夜室使用料が減額されています。その積算根拠についてお尋ねをいたします。

2つ目、説明書の9ページ、一般管理費であります。一般管理費の消耗品費のうち燃料費が前年度に比べて158万3,000円増額されております。その理由についてお尋ねをいたします。

最後に、3点目、説明書の9ページ、同じく一般管理費でありますけれども、一般管理費の消耗品費のうち修繕料（施設）が前年度比200万8,000円増額されておりますが、その内訳についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、積算根拠についてでございますが、近年火葬件数は増加傾向であることから、火葬場使用料を増額いたしました。斎場及び通夜室の使用料が減額されていることにつきましては、近年の斎場及び通夜室の利用実績と新型コロナウイルス感染症の流行に伴う社会状況の変化を考慮し、見積額を減額いたしました。

2点目、燃料費につきましては、原油価格の高騰が影響しておりますので、当斎場では主に灯油を多く使用しますので、その経費が前年度と比較し増額となったものでございます。

続きまして、3点目の消耗品のうちの修繕料（施設）の内訳というご質疑でございますが、修繕料（施設）につきましては、庁舎施設修繕料と火葬炉修繕に分けております。来年度は、庁舎修繕として浄化槽及び受水槽の修繕など、火葬炉修繕としてセラミック表面層、セラミック目地埋め、耐火台車台交換、ガスチャンバーなどの修繕を予定しております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

次に、大沢えみ子議員

○6番（大沢えみ子議員） 同じく議案第2号 令和4年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）について質疑を行います。今質疑をなさいました佐藤議員と重複する部分はありますけれども、ご容赦いただければと思います。

同じく議案書9ページのほうで、斎場費の1項1目一般管理費についてお伺いをいたします。消耗品費が、昨年も増額だったわけなのですけれども、今年度も続いて増額となっております。どのような内容のものなのか、改めてご説明をお願いいたします。

また、この間の議会の質疑の中で、新型コロナの関係で、消耗品等々で補助金等の対象になるものがあれば検討するというようなご答弁があったかというふうに記憶しておりますけれども、何か対応されたものはあるのでしょうか。

2点目、同じく燃料費のところ、原油価格の高騰ということで影響が出ているということでございますけれども、昨年対比で単価等をどのように見積もっておられるでしょうか、お願いをいたします。

また、斎場費につきまして、こちらのほうの修繕費につきまして、新年度の実施予定、改めましてお願いをいたします。

もう一点、施設整備の技術支援業務委託料に新年度120万円が計上をされております。この委託先、また新年度どのような支援を受ける予定でしょうか、お願いをいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の消耗品の関係でございますが、消耗品の内容としましては、前年度とほぼ同様でありますけれども、来年度は、待合室のテーブルクロスが汚れや消耗により状態がよくないことから、取替えに係る経費を新規に見積り、また火葬炉で使用するロストルの本数を増やして見積もりましたので、その分が増額となっております。

新型コロナウイルス感染症対策として、当施設では主に消毒となります。例年どおりの消耗品の

中で対応できると判断し、今回国の補助金については検討いたしませんでした。

続きまして、燃料費の関係でございますが、燃料費が昨年から増額傾向となっております。原油価格の高騰が影響していると思われるということでございますが、燃料費の単価につきましては、飯能市の予算編成時に示されます単価を参考として見積もっております。

続きまして、修繕の関係でございます。先ほどご答弁申し上げましたとおりでございますが、修繕料（施設）につきましては、庁舎施設修繕と火葬炉修繕に分けております。来年度は、庁舎修繕として浄化槽及び受水槽の修繕など、火葬炉修繕としてセラミック表面層、セラミック目地埋め、耐火台車台交換、ガスチャンバーなどの修繕を予定しております。

それから、斎場費、一般管理費の施設整備事業の実施委託料につきましては、支援の内容につきましては現時点では未定でございます。来年度施設整備の検討を進めていく中で、専門家の支援が必要になることが考えられることから、経費を計上いたしました。支援の形としましては、例えば施設整備の検討会議等に専門家の出席を依頼することや検討案件について資料提供してもらうことなどが考えられます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 大沢えみ子議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございました。1点だけ、燃料費の関係ですけれども、先ほど質疑の中でも、火葬の利用自体は増えているというような方向の中で、今後予算不足になったときに、具体的にどのような対応を行うのか、改めて確認させてください。お願いします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

燃料費の状況につきましては、場合によっては予算流用により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 次に、金子敏江議員

○3番（金子敏江議員） 通告いたしました順にお伺いいたします。

最初に、新年度予算編成について、歳入のほうで配慮した点はどのような点かお伺いいたします。それから、8ページの総務費、一般管理費、公務災害補償事業についてですけれども、こうした公務災害のような事故が、ないにこしたことはないのですけれども、過去の事例について、分かる範囲でお伺いしておきたいと思います。

3つ目に、斎場費の一般管理費、需用費の内容について伺います。

それから、4つ目に、斎場費の一般管理費、10ページですけれども、委託料についてです。委託料といつても22事業ありますけれども、全体として前年度対比で48万2,000円の減額ということに

なっているわけです。大まかな特徴的なところでいいと思うのですけれども、大きく伸びた点、それから減額になった点とか、トータルで前年対比で48万2,000円の減となっているので、その概略についてお伺いしたいと思います。

それから、11ページの斎場費の一般管理費の同じく施設整備事業の関係ですけれども、技術支援委託料です。新年度の検討会の開催日数とスケジュールについて伺います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

鳴田事務局長

○事務局長（鳴田一幸君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の歳入に配慮した点でございますが、新年度予算編成に当たりまして歳入に配慮した点につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている社会状況を考慮し、歳入予算である使用料収入を見積もりました。

2点目の公務災害補償事業の過去の実績というご質疑でございますが、平成25年度以降、当組合では公務災害事業に関する支出はしてございません。

3点目の需用費の内容についてでございますが、消耗品として主に火葬業務関係の消耗品に係る経費を、燃料費として主に火葬用及び暖房機用の灯油に係る経費を、食料費として待合室及び通夜室における利用者用の煎茶に係る経費を、光熱水費として電気料、水道料を、修繕料（備品）では庁舎備品修繕料を、修繕料（施設）では庁舎施設修繕料及び火葬炉修繕に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

4点目の委託料の減額についての理由でございますが、緊急停電用発電機定期点検委託料が、来年度は点検項目が前年度より少ない年度に当たりますので、減額し、施設管理業務委託料では、施設管理をお願いする日数を見直し、減額したことが主な理由でございます。

5点目の施設整備事業の技術支援委託料について、新年度の検討会の開催日数とスケジュールというご質疑でございますが、施設整備事業の技術支援委託料につきましては、来年度の実施施設整備の検討を進めていく中で、その状況に応じて専門家の支援が必要になった場合、支援を受ける予定でございます。したがいまして、この委託料に係る検討会議の開催日数等は未定でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子敏江議員

○3番（金子敏江議員） ありがとうございました。

1点、委託料のところなのですけれども、今答弁をお伺いしていますと、施設管理をお願いしている日数を少なくしたというお話をされたけれども、この予算は、前年度よりも火葬件数も大変多く見ておりまますし、そういう中で施設管理の日数を増やすことがあっても、減らすというのはどうなのかなと今思ったものですから、その点についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

先ほどご答弁申し上げました施設管理業務委託料につきましては、通夜等を行う際に夜間の管理をお願いするものでございまして、前年度の実績で、大分使用回数が減っておりますので、そういった実績を考慮し来年度の日数を見積もったところでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

以上で議案第2号に対する質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

発言通告による討論はありません。

他に討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（内田健次議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○議長（内田健次議員） 異議ありということですね。

ご異議があるので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田健次議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第2号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（内田健次議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎一般質問

(野口和彦議員)

質問事項	質問要旨
1 広域飯能斎場のあり方検討について	施設の建て替えに向けての進捗状況について
2 冬場の繁忙期の対応について	(1) 冬場の葬儀・火葬場の運営状況について (2) 冬場の葬儀・火葬場の対応について

○議長（内田健次議員） 次に、広域飯能斎場組合に対する一般質問を行います。

発言は通告順に許します。発言に入る前に一言申し上げます。質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。1番、野口和彦議員

○1番（野口和彦議員） それでは、私から一般質問通告に基づきまして、一問一答方式でさせていただきたいと思います。

まず、1番です。広域飯能斎場のあり方検討について、施設建て替えに向けての進捗状況についてお伺いさせていただきたいと思います。前回の一般質問でもご指摘させていただきましたけれども、昭和56年に開設されました広域飯能斎場は、約40年経過しておりますと、経年劣化や社会情勢の変化の中で、葬儀の形が多様化しているなどの状況下にあり、令和元年度より、予算と時間かけまして、広域飯能斎場のあり方検討に係る調査委託が実施され、令和3年3月には広域飯能斎場のあり方検討に係る支援業務報告書が完成し、そして施設の建て替えの必要性と運営方法の検討がなされております。

2025年には火葬の需要が逼迫してしまうという想定が出ておりますけれども、先ほども管理者から報告があったように、既に火葬の重要性は逼迫しておるということで、早期に建て替えの立案をして施設整備計画の策定に取り組まなければなりません。

前回の一般質問では、管理者、副管理者共に建て替えの必要性を把握しており、検討中ということでしたし、先ほどの全員協議会では、現地建て替えの方向で、構成市共通の認識で検討を進めていくということでしたけれども、改めて現状の進捗状況をお伺いさせていただきます。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

鳴田事務局長

○事務局長（鳴田一幸君） ご答弁申し上げます。

検討の進捗状況につきましては、本年度は構成市の担当部課の職員による担当部課長会議、担当課長会議を開催し、施設整備について検討を行い、整備手法について、現地建て替え案、大規模改修案を中心に検討を行いました。また、概算の整備事業費、事業期間、整備事業の財源についても検討を行いました。担当部課長会議では、これまでの検討経過を踏まえ、現地建て替えの整備手法

で進めていくという共通認識を持って、構成市の中で調整を図っていくということになりました。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） 分かりました。その担当部課長会議で検討した結果、現地建て替えの方向で各市調整を行うということですけれども、今後の検討スケジュールについてはどのような予定でしょうか、お伺いいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

今後の検討スケジュールにつきましては、担当部課の職員が施設整備について共通認識を持って府内調整を行い、整備方針について構成市の合意形成を図る必要があります。予定としましては、来年度に入りましては、上半期までを目途に構成3市の合意形成を目指し、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） 質問の冒頭でも触れたとおり、2025年には火葬需要が逼迫してしまうという想定がされている中で、仮に今から施設整備計画の策定に取りかかったとしても、厳しい状況が目に見えるということから、早く決断されることが必要と考えております。

まずは、施設整備計画ですか、こちらの策定が必要となってまいりますので、そのためには現状の事務局の体制では、なかなかこれは難しいのかなというところも考えております。それに当たりましては、計画策定における、例えば前回もお伝えしましたけれども、プロジェクトチームのような形で、こういったチームを設置して、こういったものを早期に、私はできるだけ前倒しで進めたらしいのかなというふうには思っておりますけれども、そういった人員の体制の強化というものが必要となると思いますけれども、よければ管理者のお考えをお伺いさせていただければと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

新井管理者

○管理者（新井重治君） お答えいたします。

ただいまの施設整備計画についてどうかというふうなおただしでございますけれども、今までに事務局長が答弁してきたとおりでございますけれども、ここで構成3市の担当部課におきまして、現地建て替えの方向で調整を図っていくこととなりましたので、このことを踏まえまして、早い時期に方針を決定するよう努めてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りますよ

うお願いいいたします。

以上です。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） ありがとうございます。管理者からも早期に取り組むということですので、ぜひここはチーム発足は必須かなと思っていますので、ぜひ進めていただければというふうに思います。

では、続いて2番、冬場の繁忙期の対応についてに移ります。（1）、冬場の葬儀・火葬場の運営についてでございますけれども、冬場は季節柄亡くなる方が多い時期と聞いておりますし、先ほどは管理者から、1月末では昨年より137件増えているということもありましたけれども、現在広域飯能斎場の直近の傾向をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

昨年の11月の火葬受入件数につきましては254件、1日平均約10件、12月の火葬受入件数は272件、1日平均約10件、本年1月の火葬受入件数は253件、1日平均約11件ということで、冬場の火葬件数は多い状況でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） ありがとうございます。マックスで稼働しているということでございますので、私のほうには、ご葬儀に関係されているお寺さんとか利用者の方の声が聞こえているのですが、そういった中で、中には1週間、2週間待っているということもあって、葬儀を待たせてしまっている状況が発生してしまっていることがあると思うのですけれども、こちらの対策は何か検討されていらっしゃいますか、お伺いさせていただきます。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

葬儀を行うためには、まずご遺族が、関係者との相談の上、火葬の予約を取り、葬儀日程を決めるものと思います。冬場は火葬件数が多くなるため、ご遺族が希望される日時の予約が取りづらい時期ですので、亡くなられてから葬儀を行うまでの期間が長くなっているものと考えております。現在のところ、現状の火葬業務の運営を維持していきたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） 分かりました。それを踏まえまして、次に移りたいと思いますけれども、（2）の冬場の葬儀・火葬場の対応についてでございます。現状維持の運営では変わらないわけでありますので、やはり待たされてしまうという状況があるのですけれども、何か具体策で考えられる方向だけでもお伺いさせていただければと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

対応策として考えられることは、現在1日最大11件の火葬を受け入れておりますけれども、この件数を増やすことが考えられます。しかし、この場合、新規に設定する火葬時刻、例えば午前9時あるいは午後3時となりますが、この時間帯の火葬需要についての課題があると考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） ありがとうございます。やっぱり時間は、早いのはなかなか厳しいと思うのですけれども、遅い時間はニーズはあるのかなと思うので、やっぱりその辺はしっかりと、考えられることはしていったほうがいいのかなと思うのですけれども、例えば近隣の火葬場もありまして、私のほうでも、例えば青梅斎場とか瑞穂の斎場とか、問合せをさせていただいたところもあるのですけれども、同様にどちらも込んでいるという話ではあるのですが、ただ青梅市に関しては、外部の受入れ態勢も多少はあるという話も、日によってなのですけれども、そんな話も聞かせていただきました。

例えば青梅市の斎場に対して、広域飯能斎場の建て替えが完了するまでの間だけでも、共同で利用させていただけるかという、そういう打診はしてもよいのかなと思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

当斎場の施設整備の完了までの間の近隣の火葬場の利用につきましては、近隣の火葬場におきましても冬場の火葬件数は多い状況でございますので、当組合の住民の方が希望する日時に火葬予約が取れるかという課題があるというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） ありがとうございます。確かにやっぱり冬場はどこも込んでしまうというので、非常に課題が難しいのですけれども、ただ、とはいえた空いた場合は、予約は可能な部分もあると思うのです。

そうした場合には、本市の規定になりますと、他市からの予約になりますと、当然コストがかかります。飯能でできる方は5,000円で済むところが、青梅に行った場合は8万円かかってしまうということで、この部分も結構問題なのかなと思うのですけれども、こちらの火葬費の部分も、もし青梅市にお願いして可能になった場合、この取扱いも検討していく必要があるのかなと思うのですけれども、この点についてお伺いさせていただきます。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

鳴田事務局長

○事務局長（鳴田一幸君） ご答弁申し上げます。

コストに関しましては、現状の組合の財政状況から、利用者へのサービス向上事業として負担するのは難しく、経費の負担と財源の確保が課題になるのではないかというふうに考えております。  
答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） 分かりました。なかなか厳しい状況であるということですけれども、ではちょっと発想を変えまして、一般的に今火葬という中では、友引の日、こちらは稼働していない火葬場が多い。逆に言うと、やっているところもあるというのを聞いています。近隣の瑞穂斎場は稼働しておりますし、冬場の利用は多いですけれども、特に冬場は友引の運営がうまくできているというふうに聞いております。同様に、友引の日も運営を検討すべきと考えますけれども、その点についてお伺いさせていただきます。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

鳴田事務局長

○事務局長（鳴田一幸君） ご答弁申し上げます。

冬場の火葬待ちを解消するための対応策として、議員おただしのとおり、友引の日に火葬を行う方法が考えられます。当斎場は、友引の日に火葬炉や各施設、設備等の点検を行っております。また、火葬炉の稼働日数を増やしますと、必要以上のメンテナンスが必要となりますので、友引の日の点検のスケジュールと火葬炉の状態を考慮するとともに、その他斎場運営に影響する課題を整理し、友引の日の稼働については研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

野口議員

○1番（野口和彦議員） ありがとうございました。友引に関しては、例えば仏教に関係ないような、キリスト教の方とか、ご利用があるなどという話もありましたので、その辺はぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

以上質問させていただきましたが、最後にやはり建て替えについて、とにかく早期に進めていくことが重要かと思いますので、その辺期待させていただきまして、私の一般質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（内田健次議員） 以上で野口和彦議員の一般質問を終わります。

（佐藤 真議員）

質問事項	質問要旨
1 新型コロナウイルス感染症に伴う対応について	(1) 通常時における課題について ①利用者の推移は ②利用者の動線確保の方策は  (2) 新型コロナウイルス感染症による死亡者への火葬対応について ①現在の受け入れ枠での対応に課題はあるか ②今後の感染拡大に備えた方策は

○議長（内田健次議員） 次に、7番、佐藤真議員

○7番（佐藤 真議員） 7番、佐藤真です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行わせていただきたいと思います。一問一答方式でお願いいたします。

質問事項に関しては、新型コロナウイルス感染症に伴う対応についてであります。（1）、通常時の利用における課題であります。当組合での業務に関しては、国の緊急事態宣言の発行に伴う当組合における新型コロナウイルス感染防止対策等の方針及び対応についてが基本となっています。昨年の8月2日の改定で、施設内での飲酒の禁止などが新たに付け加わっています。コロナ禍の中でも、利用者の方が安心して利用でき、職員の方が安心して働く環境が求められていると私は考えます。そこで、質問いたします。

①、利用者の推移についてお尋ねいたします。令和4年度の一般会計予算を見ると、火葬場や待合室の使用は増加の見通し、葬祭場や通夜室の使用は減少の見通しとなっていますが、昨今の急激な感染者拡大の中で、斎場を利用されている方の推移がどのようにになっているのかお尋ねいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

昨年、一昨年の国の緊急事態宣言の発行に伴い、当組合におきましては、新型コロナウイルス感染防止対策等の方針を定め対応しております。その中では、利用者の人数を制限して対応してきましたが、緊急事態宣言解除後は人数制限を行っておりません。あわせて、火葬件数につきましても年々増加傾向にあり、こうした状況から、利用者の推移につきましては、穏やかに増加している傾向にあると考えております。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

佐藤議員

○7番（佐藤 真議員） 続いて、②の利用者の動線の確保の方策についてお尋ねいたします。

令和3年第3回定例会でも、私は同じようなことをお尋ねしましたけれども、ご遺族と別のご遺族が施設内で交じわらないように動線を確保することが、感染対策として有効であると答弁がありました。とても大事なことだと思います。昨年以上に感染が急激に広がっている現在でありますけれども、より一層の3密の回避等が求められていると考えますが、動線の確保を行うための方策としてどのようなことがなされてきたか、またこれから予定されているのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

施設の利用に当たりましては、ソーシャルディスタンスの確保及び3密とならないよう、利用者にお願いしているところでございます。斎場内の移動の際には、ご遺族と別のご遺族が施設内で交わらないように動線を確保することは、感染防止対策に有効であると考えます。

動線を確保するための方策として、施設の改善を行うことは、現施設の状況からは困難でありますので、引き続き利用者に対しましては、施設内ではソーシャルディスタンスの確保、3密の回避にご協力いただくようお願いしてまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

佐藤議員

○7番（佐藤 真議員） 動線の確保、ソーシャルディスタンス、3密の防止ということが今答弁でありましたけれども、空気の換気もとても大事かなと思います。特に冬場の空気、どうしても窓を閉めがちにならうかと思いますけれども、その辺の対策についてはどうでしょうか。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

まず、火葬受入れの時点で、そういう入り口等は開けて対応しておりますし、また待合室等でも、利用者に換気をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

佐藤議員

○7番（佐藤 真議員） 続いて、（2）、新型コロナウイルス感染症による死者への火葬対応についてお尋ねをいたします。

①、現在の受け入れ枠での対応に課題はあるかでありますけれども、ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、亡くなる方も増えています。令和3年第3回定例会では、1日2件の受入れ態勢で問題なく対応しているという答弁がありました。現在のところ埼玉県内で亡くなる方は急増はしていません。そういう中で、現在の受入枠での対応に課題があるのかお尋ねをいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

現在新型コロナウイルス感染症による死者の火葬につきましては、1日2件を受け入れる体制を取っており、施設利用者への感染防止と同ウイルス感染症により亡くなった方のご遺族等のプライバシーへの配慮の観点から、火葬の受入時間は、通常の火葬の終了後としております。受入数につきましては、昨年の1月から3月の期間が多く、1日2件の受入れも多くありましたが、問題なく対応することができました。本年度の受入れ状況としましては、本年1月末現在で20件であります、本年度も問題なく対応しているところでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

佐藤議員

○7番（佐藤 真議員） 続いて、②、今後の感染拡大に備えた方策はについてお尋ねをいたします。

先ほども述べましたとおり、現在埼玉県内で亡くなる方は急増していませんし、対応のほうも問題なく対応できると答弁がありました。しかし、今後の推移についてはまだ見通せない。早く収束することを願うものでありますけれども、よく分からぬといふ状態だと思います。また、感染拡大に伴って、あってはならないし、大事なことだと思いますけれども、職員の方をはじめ関係者の方の感染も懸念されているところです。

こうしたことから、今後の感染拡大に備える方策についてお尋ねをいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

利用者に対しましては、現在も基本的な感染予防対策の取組にご理解いただき、施設を利用いただいております。また、斎場業務関係者には、感染予防対策の徹底を図り、職員については、業務に支障がない範囲で、全員勤務の日を少なくする勤務体制を取るなど感染拡大に備えた対策を講じてまいりたいと考えております。

今後の感染状況の変化に対応できるよう情報収集に努め、感染者数を注視してまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

佐藤議員

○7番（佐藤 真議員） 情報収集に努めて、感染対策を行いながら対応していきたいという答弁でありますけれども、万が一職員の方に感染者が出てしまったような場合は、どのようなバックアップ体制があるのか、計画されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

職員が感染した場合につきましては、方針の中で、構成3市のほうにバックアップ体制ということをお願いしていくことになっておりますので、そういった点では準備をして対応していくということになっております。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

○7番（佐藤 真議員） では、終わります。

○議長（内田健次議員） 以上で佐藤議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

[休憩 午前10時58分]

[再開 午前11時10分]

○議長（内田健次議員） 再開いたします。

一般質問を続けます。

（大沢えみ子議員）

質問事項	質問要旨
------	------

1 斎場運営について	(1) キャッシュレス化の推進  ①斎場窓口で取り扱っている現金についてはどの様なものが あるか  ②感染防止、公金管理の観点からも現金以外の取り扱い方法 (キャッシュレス化) を導入する考えは
2 広域飯能斎場の施設の あり方について	(1) 検討の状況について  ①広域飯能斎場のあり方について、今年度はどの様な検討を行ったのか  ②新年度、新たに取り組む内容はあるか  ③「民間での運営方法も検討」とのことだったが、具体的な手法を検討しているのか  ④公の責任で早急に方針を決定すべきと考えるが、スケジュールをどう考えているのか

○議長（内田健次議員） 次に、6番、大沢えみ子議員

○6番（大沢えみ子議員） 6番、日本共産党の大沢えみ子です。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず、斎場運営におけるキャッシュレス化の推進について伺います。近年デジタル化の技術の向上、また利用者の利便性の向上などの観点から、様々なサービスや利用料金の支払いを現金以外の方法で行うという事例が増えています。特に新型コロナウイルス感染症が拡大して以降、なるべく現金に触れたくないという方も多く、スマートフォンなどをを利用して支払いを行うことができる場所も大変増えています。

デジタル化については、個人情報の利用などに大きな課題もあるということで、慎重な対応が必要だということは私自身は考えております。ただ、うまく使えば、市民にとっての利便性の向上につながるということもございますので、確認をさせていただきたいと思います。

まず、確認ですけれども、現在斎場窓口で取り扱っている現金というものは、どのようなものがあるのかお伺いをいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

鳴田事務局長

○事務局長（鳴田一幸君） ご答弁申し上げます。

窓口では、火葬当日に利用者から使用許可申請書を提出いただき、同時に使用料を納めていただいております。また、火葬証明書、使用料納入証明書を発行する場合は、その手数料をいただいておりますので、窓口では主に使用料及び証明書の手数料に係る現金を取り扱っております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございます。基本的には、当斎場の窓口では現金でのやり取りを行っているということだというふうに思います。もちろん現金のほうがという方もいらっしゃいますので、全てをキャッシュレス化するのは難しいと思うのですけれども、当組合では、過去に公金の取扱いに関する事件も起こっておりますし、昨年度は業務窓口の委託の弁償金というのも発生したということでご報告があったところであります。

いま一度現金というものの取扱い見直し、現金以外の取扱いの方法、キャッシュレス化を導入することについて、現時点でのお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

鳴田事務局長

○事務局長（鳴田一幸君） ご答弁申し上げます。

議員おただしのとおり、キャッシュレス化し、窓口で現金を取り扱わないようにすれば、現金を一時保管する必要はなくなるなど、現金に係る問題の発生を防止することができると考えます。一方、使用料の納付の確認、火葬予約内容の変更及びキャンセルがあった場合などについて、キャッシュレス化した場合、どのように対応するかが課題となります。導入する場合は、こうした課題について十分な検討が必要であると考えておりますので、現在のところ導入の予定はございません。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございました。もちろん明日から導入とかは無理でしょうし、導入するには、いろいろなツールですとか予算などもかかる部分もありますので、検討が必要かというふうに思いますが、当組合のほうでは現在、斎場施設の更新について検討されておりますので、その中でも検討課題の一つに入れていただき、今後施設更新の際には、何らかの形の対応ができるといいなと思っておりますので、ご検討のほどよろしくお願いをいたします。

次に、広域飯能斎場の施設のあり方について伺います。先ほどの野口議員のご質問と重複する部分もあるかと思いますけれども、ご了承いただければと思います。

広域飯能斎場のあり方については、2021年3月付で広域飯能斎場のあり方検討に係る支援業務委託の報告書が提出されました。8月の一般質問で私も、この具体的な手法についての考え方、また今後のスケジュールについてお伺いをいたしましたが、総体的にこれまでの検討状況を踏まえ、さらなる検討が必要という趣旨であったと理解をしております。

確認のため伺います。今年度具体的にどのような検討を行ったでしょうか、お願いをいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

鳴田事務局長

○事務局長（鳴田一幸君） ご答弁申し上げます。

本年度は、構成市の担当部課の職員による担当部課長会議、担当課長会議を開催し、施設整備について検討を行いました。具体的な内容につきましては、整備手法につきまして、現地建て替え案、大規模改修案を中心に行なったところでございます。また、概算ではございますが、整備事業費、事業期間、整備事業の財源についても検討を行いました。

その結果、担当部課長会議におきましては、これまでの検討を踏まえまして、現地建て替えの整備手法で検討を進めていくという共通認識を持って、構成市の中で調整を行っていくということとなりました。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございました。先ほども資料もいただきましたけれども、少なくとも現地建て替えの方向でいこうと、一つ大きな方針が出たことについてはよかったですかなというふうに思っております。

また、費用、期間、財源についても具体的な検討を少しずつ始めているということでありますので、ぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、これまでの検討会においても、より広い組織での検討、いわゆる財源の検討も十分にできる権限を持った人たちも含めて検討が必要ではないかとの意見が出されておりました。また、私は、こういった今後の方針、具体的に言うと施設整備計画になってくると思うのですけれども、こうしたものを行うためにこそ、やはり住民へのアンケートが必要だということをこの間お願いをしてまいりました。

先ほど友引というお話をありましたけれども、やはり気持ちといいますか、具体的な信仰されているご宗教等々のお考え方もあるでしょうけれども、日本人というか、一般的な感覚として、やはり忌み嫌われるという、そういうものを引きたくないということで、友引は葬儀を行わないというような感覚的なものはかなり根強いのかなという感想を持っております。

実際にはこうしたことを、この友引を受け入れるかどうかというのは、火葬炉の数にも関係をしてくるということの議論がこの間も行われておりまして、これを開けば1基少なくとも済むのではないかみたいな議論もあるわけなのですけれども、実際に使ったはいいけれども、やっぱり広域飯能斎場を構成する市の中では、利用があまり多くなかったということであれば、やはり大きな受入れば、まだまだお待ちになってしまいうような状況が生まれてしまうということにもなりかねません。

近代、最近になってきて、そうした感覚は薄れてきているというお話を聞いておりまして、都内等のほうでは、友引をやっていてもかなりご利用はあるというお話を逆には聞いておりますけれど

も、この組合の構成市の皆様がどう考えるのかということは、やはり一旦アンケート等を取って、傾向をつかんでおく必要があるというふうに考えております。新しい、より広い組織での検討並びにアンケート等々、新年度この建て替えのあり方に関して、何か取り組む具体的な今後の事項等はありますでしょうか、お願いをいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

新年度新たに取り組む内容につきましては、組合としましては、まずは施設の整備手法については、現地建て替えの方向で検討を進めていくということについて、構成市によって調整を行っていただくようお願いすること、それから各市の調整の結果によって、施設整備事業を推進していくためのスケジュールを検討するとともに、これまでの検討会や担当部課長会議で出された課題等を整理し、検討してまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございます。現地建て替えというところは方向は出たのだけれども、具体的にどういったものになっていくのか、あるいは今後のスケジュールを新年度は検討するということでございます。

こうした具体的なものを進めていくに当たっての基礎的な資料として、こちらの構成市の市民がどのようなことを望んでおられるのか。先ほども出たような早朝のとか、夕方等の利用などにも需要があるのであれば、時間の枠を増やすというようなことも検討課題の一つとしては入ってくるというふうに思いますので、利用希望がどのようなものにあるのか。あるいは、現在家族葬ですとか小さなお葬式というようなことが、あるいは直葬というようなことも含めて縮小化している傾向はあるというふうに思いますけれども、どういったご葬儀をご希望であるのか、どういった規模のものが求められてくるのか、そういうことなどを含めて、ぜひ構成市のはうに何らかの形でアンケート等々を具体的に取っていただいて、それに基づいて、やっぱりこの飯能斎場はこれぐらいの規模で、こういう運用が市民に求められているのだねということを確認の上で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、民間での運営方法の検討についてお伺いをいたします。7月議会においても、野口議員のほうでご質問をいただきまして、PFI、DBO利用、指定管理者、民間などの力を借りて運営をする方法もあるので、十分な検討が必要というご答弁がございました。これからいろいろな検討はされていくと思うのですけれども、現時点でこうした民間の手法を使っていくというような方向について議論等がありましたでしょうか、お願いをいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

斎場運営の方法につきましては、施設整備の検討と併せて検討していく予定でございます。現在のところ具体的な手法についての検討は行っておりませんが、新年度に検討すべき課題の一つとして考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございます。民間と一口に言ってもいろんな手法がありますし、場合によっては、一体的になる場合もありましょうし、火葬と、あるいは葬祭場を分けてというようなお考えもあるのかなと思います。

ただ、いずれにしても民間の手法を使う、特にPFIなどの手法を使う場合には、準備期間が相当必要だということもございます。PFIの関連ですと、議会での承認も事前に必要ですし、それ当たっていろいろな、VMF等も計算しなければなりませんし、その公表ですとか事業者との打ち合わせ等々も必要、あるいはモニタリング等も必要になってくるという中では、かえって時間がかかるってしまうというようなことも懸念をされます。やはり先ほど来出ているように、とにかく早くということが必要とされておりますので、ぜひこの辺については、検討はありますけれども、安くというよりも、やはり早くというところをぜひ主眼に置いていただきたいと思います。

最後の質問なのですけれども、私は、やっぱり火葬というものに関して言うと、民間事業者が利益を上げるですか、そういうものの対象ではないわけです。また、万が一の場合、そうした民間の事業者さんが参入して、何かあって撤退をするといった場合に、火葬を止めるということにはいきませんので、やはりここは公として、きちんと責任を持って、早急に整備をする必要があるというふうに思っております。

そういう意味では、斎場の運営ですか、民間のたくさんの葬祭業者さんもいらっしゃいますので、そういう部分については検討の余地もあるかと思うのですけれども、少なくとも火葬炉の整備については、とにかく早急に公の責任で実施すべきだというふうに考えておりますけれども、今回スケジュールも今後、新年度検討するということなのですけれども、どの程度までに整備をしていく、終えるというようなイメージをお持ちなのかどうか、今後のスケジュールについてどのようにお考えになっているかお願いをいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

スケジュールにつきましては、今後の施設の整備方針が決まれば、施設整備事業の全体のスケジュールを検討することになります。その中で、先ほどご質問がありました運営方法についても、検討するということになるかと思います。議員おただしのとおり、運営方法によっては、各種手続が必要となりますので、様々な運営方法についてのメリット、デメリットを調べ、運営方法を検討してまいりたいというふうに考えています。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

大沢議員

○6番（大沢えみ子議員） ありがとうございました。新年度、幾つか課題について具体的な動きが出るかなというのを期待しております。

この間、こちらの議会のほうでも、資金について、必要があれば、例えば基金を設置するですか、現在年度末に余剰金を各市に返還しているものだけでも積み立てられないかというような質疑もあったというふうに思います。こうした資金面での準備も含めまして、ぜひ具体的なものをつくりつけていただき、2025年に火葬需要がピークというふうに言われておりますけれども、やはり現時点でも1週間待ちというお話を私も聞いております。やはりそういったところを解消していくためにも、早急の整備、これを第一義的な目的としてぜひ進めていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田健次議員） 以上で大沢えみ子議員の一般質問を終わります。

（金子敏江議員）

質問事項	質問要旨
1 施設使用料について	(1) 施設使用料の組合内、組合外の考え方の見直しを ①組合外利用者の実態は ②喪主・申請者が組合内に住所がある場合は組合内料金に見直しを
2 空調施設について	感染拡大防止のための換気と空調機能は万全か

○議長（内田健次議員） 次に、3番、金子敏江議員

○3番（金子敏江議員） 3番の金子敏江です。よろしくお願ひいたします。

一般質問は、2点通告をさせていただきましたけれども、最初の施設使用料について、施設使用料の組合内、組合外の考え方の見直しをということで、これは前回と同じ内容の質問になります。ただ、前回の一般質問の中で、管理者から検討、研究をしてみたいというような答弁をいたしておりますので、引き続きの質問ということで通告をさせていただきました。

まず、実態から入りたいと思うのですけれども、組合外利用者の実態はどうであったのかお伺い

をしたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

組合外利用者の実態につきましては、昨年度、本年度の組合外利用者の火葬件数の状況といたしまして、令和2年度でございますが、153件、令和3年度は、12月末現在150件という状況でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子議員

○3番（金子敏江議員） ありがとうございます。その中で、喪主、申請者の方が組合内の住所地となっている件数はどのくらいありますでしょうか。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

当斎場の利用の際には、使用許可申請書を提出いただいております。その申請書における申請者の住所地の状況につきましては、令和2年度は、153件のうち41件が組合内の住所地であり、令和3年度は、12月末現在ですけれども、150件のうち51件が組合内の住所地であるという状況であります。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子議員

○3番（金子敏江議員） ありがとうございます。組合外、今答弁をいただいた中で組合外の利用者の方、令和2年度153件中、住所地が、喪主、申請者の方が組合内の住所地にあるという方が41件、そして同じく令和3年は150件中51件ということでありました。

こうした実態がつかめたわけなのですけれども、こういう中で、前回も同じように、埼玉県内で22の公営の事業体があるわけですけれども、そのうちかなりの事業体が、亡くなった方は組合外でも、申請をした方、そして喪主の方が組合内の場合は、組合内の料金体系とするという事業体が7事業体ありました。これは、全部調べて前回も申し上げたのですけれども、行田市斎場、県央瑞穂斎場、越谷市斎場、三郷市斎場、深丘園ということで、深谷市ですね。そして、秩父市の斎場、川口市のめぐりの森と7か所になっています。

こういうふうにやはり市民福祉の観点から、こうした利用料の規定を見直すということで今回も質問をお願いしているわけですけれども、そのほかに3事業体が何らかの措置をしているのです。

その3つのうちの2つは、羽生市斎場と児玉郡市広域市町村組合立斎場の2か所は、火葬はあくまで本人の方の住所がないと駄目で、そして葬儀については喪主、申請者の方が組合だったら、葬儀については、いろんな部屋の使用料ありますとか、そういうものは組合内の料金にしていますよというところが2事業体あります。

そして、所沢市のように、介護施設に入所して所沢市から別の、例えば飯能市の住所地にある介護施設に住所を移しますよね。移っている場合であっても、もともとの住所は所沢であるわけですから、所沢で葬儀を行う場合は、所沢市民と同じ扱いをするという規定を持っています。

こういうふうに、7事業体は亡くなった方が住所地、そしてまた申請をされた方、葬儀をする喪主の方の住所地がその組合内であれば、同様の扱いをするということ、そして繰り返しになりますけれども、2つの事業所は、火葬はあくまで本人、そして申請者、喪主の方の住所が組合内にあれば、そちらのほうはその料金にするということで、非常に軽減措置を設けているわけです。

前回私もある方の例を出してお話をしましたけれども、やはりこうしたところは、喪主の方も申請者の方も組合内に住所があれば、当然税金は納めているわけですよ。納税者のわけです。そうした方々への便宜を図るということが非常に今大事になっていると思いますので、この点でもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

使用料につきましては、満12歳以上の組合市の住民は、死体の火葬1体につき5,000円、組合市以外の住民は1体につき6万円となっております。議員おただしの亡くなった方の住所地が組合市以外であっても、喪主または火葬許可申請者の住所地が組合市であれば、組合市の住民と同様の火葬使用料とするよう見直しができないかとのことでありますけれども、使用料は当組合を運営する上で必要となる収入源の一部でございます。先ほど組合外の利用状況について答弁いたしましたが、令和2年度は申請者の約27%、本年度は12月末現在で34%が組合内の住所地となっている状況でございます。

議員おただしのとおり、使用料の考え方を見直すとなりますと、歳入の見積りに影響しますので、歳入予算について十分な検討が必要であると考えております。使用料の考え方の見直しにつきましては、研究課題とさせていただきたいと存じます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 金子議員

○3番（金子敏江議員） 今組合外の方の中で、申請、喪主の方が住所地ということの41件、51件の割合が出されましたけれども、全体の火葬件数にすると多くないと思うのです。その割合でいきますと。そういうことで、全体の火葬件数の割合でいくとどうなりますか。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

休憩いたします。

[休憩 午前11時33分]

---

[再開 午前11時34分]

○議長（内田健次議員） 再開いたします。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

件数の中の割合ということでございますが、組合外の全体という中では、2年度は申請者の27%、本年度は34%が、外の方でも申請者、喪主の方が組合市に住所地を置いているという割合でございます。

○3番（金子敏江議員） 全体のです。組合外に対してではなくて、全体の火葬件数に対しての割合をお願いします。

○議長（内田健次議員） 休憩します。

[休憩 午前11時35分]

---

[再開 午前11時37分]

○議長（内田健次議員） 再開します。

答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君） ご答弁申し上げます。

令和2年度の全体の件数が2,956件であり、そのうち組合外の方で組合市に住所地を置いている方の件数が41件ということあります。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子議員

○3番（金子敏江議員） ありがとうございました。そういうことで、令和2年度全体が2,956件のうちの41件、申請者と喪主の方が組合内にある方ですね。ですから、組合外の方の割合だけで比較しますと非常に割合が大きいという印象を受けますけれども、全体の件数から見ると非常に少ないということが言えると思うのです。これは、財政的な圧迫であるとか、財政的にやはり確かに影響がないわけではないですけれども、非常にそれは小さいというふうに私は言えると思うのです。

今事務局長のほうから、全く考える余地はないというふうなことでありましたけれども、こういうふうに数字としても非常に少ない割合であるということと、まず先ほど紹介した2つの事業体は、

ますです。もしこれがまるっきり、いきなり申請者、喪主の方が組合内であったら、私の一般質問の趣旨ですけれども、それを前段階として、さっき紹介した2つの事業体は、火葬はあくまでも本人の方、それで葬儀をやる方について、住所が組合内にあれば、その組合内の料金にするということで、亡くなった方はあくまでも組合内の方ですよと。葬儀に係る費用については、葬儀を運営する申請者、喪主の方が組合内ならいいですよ。まずここから検討していただけないかということです。もしいきなりこの7事業体のようなやり方にハードルがあるということであれば、まずここから着手をしていただきたいと思うわけですけれども、どうでしょうか。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

鳴田事務局長

○事務局長（鳴田一幸君） ご答弁申し上げます。

いろいろとこちらの斎場でもサービスを行っておりますので、そういった全体のサービスの実施状況を見ながら、やはりいろいろ考え、見直しについては使用料金を見直す必要があると思いますので、現在のところ今現状維持の方向で進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子議員

○3番（金子敏江議員） 前回管理者から、いろいろ課題もあると思うけれども、検討、研究してみたいという答弁をいただいております。そういう中で、まるっきりこれは無理なのだという答弁はないと思うのです。やはり今私が言いましたように、まず前段階として、分けて、亡くなった方と葬儀を行う方と分けて整理してやっている事業体もあるわけですから、そういうところも勘案して、ぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、もう一度いかがでしょうか。

○議長（内田健次議員） 新井管理者

○管理者（新井重治君） お答えいたします。

使用料の考え方の見直しについての再々質問でございますけれども、ただいま事務局長のほうでご答弁申し上げましたとおり、さらに今研究課題とさせていただきたいということでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子議員

○3番（金子敏江議員） 分かりましたというふうにもいかないので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、2の空調施設についてです。感染拡大防止のための換気と空調機能は万全かということで通告いたしました。とにかくこちらとしても感染拡大防止のガイドラインに基づいてしっ

かり運営されていると思いますけれども、ここのところのオミクロン株の感染拡大、非常に強い感染力だと。マイクロ飛沫、空気感染というふうに言われています。そういうふうな中で、施設もかなり老朽化している中では、空調機能は万全かということで通告をいたしました。特に収骨室、その辺の換気はどうなのかなということで全体的にお伺いいたします。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

鳴田事務局長

○事務局長（鳴田一幸君） ご答弁申し上げます。

当斎場は、火葬炉、収骨室、葬祭場、通夜室、待合室の様々な施設や空間を有しております。空調管理につきましては、各施設個別となっております。もし空調設備の改善を図るとなりますと、いろいろな大規模な改修工事も考えられます。収骨室につきましては、周辺に空調、エアコン等は設置しております。ただし、使用中はドアは閉鎖している状況でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子議員

○3番（金子敏江議員） ありがとうございます。それで、いろいろ気を使って運営されていることはもちろん承知しておりますけれども、特に収骨室は窓を閉めているというような状態で、実際のところで、言いたいのは、その場所によって、必要なところには二酸化炭素CO<sub>2</sub>の測定器を設置して、やっぱり機敏にそれに対応するというようなことをぜひやっていただきたいと思うのですけれども、その辺りどうでしょうか。

○議長（内田健次議員） 答弁願います。

鳴田事務局長

○事務局長（鳴田一幸君） ご答弁申し上げます。

そういう機器を利用しての空調管理または空気の状態を確認することにつきましては、今後検討課題として研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田健次議員） 答弁は以上です。

金子議員

○3番（金子敏江議員） ありがとうございました。ちょうど時間にもなりますけれども、今回飯能市の場合の第5次の緊急経済対策では、かなり換気に気を使って、小中学校の換気ですとか施設の改善などをやる内容になっております。非常に低額でも用意できますので、二酸化炭素CO<sub>2</sub>の測定器の設置をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（内田健次議員） 以上で金子敏江議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本定例会の議事は全部終了いたしました。

### ◎管理者あいさつ

○議長（内田健次議員） 管理者からあいさつのため発言を求められております。

新井管理者

○管理者（新井重治君） 議長のお許しを賜りましたので、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました案件は、議案2件でございました。慎重なるご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後とも、組合運営につきましては銳意努力してまいる所存でございますので、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ここに、令和4年第1回広域飯能斎場組合議会定例会の閉会に当たりまして、議員皆様のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

### ◎閉会の宣告

○議長（内田健次議員） これをもちまして令和4年第1回広域飯能斎場組合議会定例会を閉会いたします。

（午前11時46分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 内田 健次

署名議員 野口 和彦

署名議員 大沢えみ子

署名議員 佐藤 真

# 处理结果

## 処理結果

番号	件名	議決番号	結果
議案第1号	広域飯能斎場組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	第1号	原案可決 (多数)
議案第2号	令和4年度広域飯能斎場組合一般会計予算	第2号	原案可決 (全員)